

## ・申請以降流れについて（概要）

申請・更新
<p>【申請者】教育旅行向けのSDGs体験メニュー販売者（個人・団体 どちらでも可）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・申請様式を電子提出。 ※メール、媒体(USB・CD等)でのみ受付ます。</li><li>・画像データや体験に係る資料を別途提出。（任意） ※提出いただくと旅行会社等への対応を減らすこと(市ができるだけ対応)ができます。</li></ul> <p>《提出先》 壱岐市役所 観光課 <a href="mailto:iki-kankou@city.iki.lg.jp">iki-kankou@city.iki.lg.jp</a></p> <p>※更新（体験内容の変更・修正）は登録申請書データに変更箇所を赤字で修正したものを壱岐市観光課へ提出。</p>



審査
<p>【壱岐市 観光課】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・壱岐市独自の審査基準で審査。</li><li>1. 壱岐市内の事業者か、または壱岐市内の事業者と連携・共同開発した体験か。 ※市内の複数の事業者と連携していると高い評価となります。</li><li>2. SDGsの17のゴールの内、いずれか1つ以上に該当した体験となっているか。 ※2つ以上該当しているとより高い評価となります。</li><li>3. 壱岐市内の素材（物・場所・歴史・文化・人など）を活用した体験となっているか。 ※活用している素材の種類が多いほどより高い評価となります。</li><li>4. 体験の学習内容が伝わりやすいものとなっているか。 ※「ごみ問題が趣旨の体験だが、ごみに関する体験・内容が薄く、伝わり辛い」、「ごみ問題が趣旨の体験なのに中身はフードロスが趣旨の体験になっている」などにご注意ください。</li></ul> <p>※上記4項目の内、1項目でも「全く該当しない」体験は失格となります。</p>



登録となれば…

登録
<p>【壱岐市 観光課】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・登録通知書（申請書に公印捺印後）を申請者へ原本送付。</li></ul> <p>↓</p> <p>【申請者】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・登録通知書を受け取り。</li></ul>



情報発信
<p>【壱岐市 観光課】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・市HP等で周知。</li><li>・問い合わせや要望があれば一覧や登録された体験の申請書を旅行会社や学校に送付。</li><li>・申請書で回答可能な範囲の問い合わせを対応し、体験の詳細や日程調整等については申請者に繋ぐ。</li></ul> <p>【申請者】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・任意の方法で情報発信。</li></ul>



販売
<p>【申請者】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・旅行会社や学校から注文、販売。</li></ul>



補助金交付
<p>【壱岐市 観光課】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・学校（or旅行会社代理）提出書類（見積書や写真） で市公認教育旅行SDGs体験メニューを実施されているか確認。</li><li>・問題なければ補助金交付。</li></ul>



失格となれば…

再申請
<p>【申請者】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・申請内容を修正（審査基準の4項目を意識して体験内容・素材等の変更）。</li><li>・申請時と同じ方法で申請。</li></ul>



登録となれば…

左記の「登録」以降の流れ。
---------------



失格となれば…

上記の「再申請」の流れに戻る。
-----------------